

7 指 第 5 5 3 号

平成27年10月27日

一般社団法人京都府建設業協会 会長 様

京都府建設交通部指導検査課長



平成27年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について（通知）

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省土地・建設産業局長から、別添のとおり「建設業取引適正化推進月間」の実施についての通知がありました。

建設業における取引の適正化については、建設業法の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところでありますが一部に建設業請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層遵守する必要があります。

とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める府内下請建設企業への代金支払等を適正に行うことにより、下請建設企業の経営の安定・健全性を確保するよう、貴団体におかれましても通知の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知をお願いいたします。

併せて、雇用保険、社会保険未加入業者の加入促進等、会員の皆様への指導をお願いします。

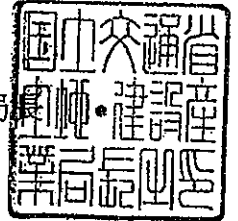
また、月間啓発ポスターを送付しますので、掲示いただきますようお願いいたします。

京都府 受付
27.9.-7
検査課

国土建推第31号
平成27年9月3日

京都府知事 殿

国土交通省土地・建設産業局



「建設業取引適正化推進月間」の実施について

今般、平成27年度における標記月間の実施要領について、建設業取引適正化推進月間事務局において別紙1のとおり定めたので通知します。

貴都道府県におかれては、同月間において、平成27年度実施要領に基づき、国土交通省地方整備局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）と連携し、事業に取り組むようお願いいたします。

平成27年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、平成27年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）と定め、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 期 間

平成27年11月1日～30日

3. 主 催

国土交通省、都道府県

4. 協 賛

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

5. 実施内容

(1) ポスターの配布・掲示等

国土交通本省（以下「本省」という。）が作成し配布するポスターを北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局（以下「整備局」という。）、都道府県、市区町村、並びに建設業関係団体において掲示する（市区町村については、都道府県経由で配布）。

(2) ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する普及・啓発のため、本省において、月間の実施等について報道発表等により広報を行うとともに、業界団体等の機関誌に掲載を依頼する。

また、整備局及び都道府県（以下「各許可行政庁」という。）においても、ホームページや各種媒体を活用し、月間の実施等について広報を行う。

(3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、各許可行政庁が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を極力本月間内に開催する。

特に、「建設業法令遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の重点的な周知を行うものとする。

(4) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、極力本月間内に立入検査等による指導を実施する。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて実施する。

(5) 中小企業庁等との連携

「下請取引適正化推進月間」事業（中小企業庁及び公正取引委員会主催）

との連携（講習会等の周知）、中小企業庁との合同立入検査による指導等
を実施する。

- (6) その他
このほか、各許可行政庁において自主的な事業の実施に努める。